体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票(生徒用)

学校名	学校		記入年月日	
	年 組	, [生徒氏名	

- **体罰とは**(文部科学省の通知より)

<体罰になるもの>

- (例) ○身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・頬を平手打ちする
 - 足で踏みつける

など

○肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・長時間室外に出ることを許さない
- ・長時間正座の姿勢を保持させる など

<体罰にならないもの>

- (例) ○認められる懲戒
 - ・放課後等に教室に残留させる
 - ・授業中、教室内に起立させる
 - ・ 学習課題や清掃活動を課す
 - ・ 学校当番を多く割り当てる
 - ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる
 - ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる など

〇正当な行為

- ・教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
- ・暴力行為を制止したり、目前の危険を回避したりするために止むを得ずした有形力の行使 など

暴言等不適切な指導とは

<暴言等不適切な指導になるもの>

- (例) 〇身体や容姿に係る発言
 - 〇人格否定的な発言
 - ・人格等を侮辱したり否定したりするようなもの
 - ○感情にまかせた発言
 - ○威圧的な言動、嫌がらせ、その他教育的配慮を欠いた指導

いつ頃、どこで、何の時間に、だれが、何先生に、どんなことをされたか、簡単に記入してください。

いつ頃…			
どこで…			
何の時間に…	•		
だれが…			
何先生に…			
どんなことをされた…			

<相談票の提出方法> (<u>提出は任意</u>です。相談は、<u>随時お受けいたします</u>。)

○今年度(令和7年4月から令和8年3月まで)について御相談ください。

【例1】封筒に入れ厳封の上、学級担任又は管理職に提出してください。

【例2】学校あてに郵送、または学校の郵便受けに投函してください。

※提出された相談票は、最初に校長が内容を確認します。

※学校への提出を望まない場合は、教育委員会への提出も可能です。

【教育委員会・送付先】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 教育委員会教職員人事課あて 持参または郵送願います。その際、連絡先(電話)を上部欄外にご記入ください。

- ※ 体罰・暴言等不適切な指導か否かは、指導上の必要性、程度、状況など、個々の事案ごとに総合的に考え判断します。
- ※ 本相談の内容について、後ほど詳しくお話を聞く場合があります。
- ※ 相談票は、原則として記名式とします。プライバシーは必ず守りますので御理解ください。